昭和拾年（月報番號第 一〇 號）

No. 59

小作爭議調査表

（昭和十年四五月分）

項目	内容
場所	浮羽郡山春村大字山北字大野原
關係人員	地主 瀧内忠造 小作人 大山猪之吉
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	
關係地種類面積	畑 三畝歩
發生	昭和十年四月三十日
終熄	昭和十年五月六日
原因	地主は自作の目的を以て桑畑三畝を買収し、三月中旬、小作人に無断にて桑苗を抜き土地取上げをなさんとしたるに因る。
要求事項	土地返還要求
經過	小作人に在りては器物毀棄罪として告訴せんとし[illegible]たるも一方地主に在りては前地主より買収の際桑の処分は勿論土地引上に際しても小作人には交渉の必要なしとの條件ありし理由を以て飽迄抗争すと主張し事態激化せんとしたるに依り全区有志は調停を試みたるも不調に終り却つて悪化せる為所轄署に於て之が和解に努めたるも双方自説を固持して容易に應ぜざりしも結局双方諒解するに至り左記の條件にて解決せり

備考

財團法人 協調會福岡出張所